

東松山市 文化財保存活用地域計画



令和6年3月 東松山市教育委員会

はじめに

東松山市では、令和3年(2021年)に「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を策定し、 市の将来像を「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」と定 めています。またその実現のためのまちづくりの柱の一つとして「人と地域がつながる 支 え合いのまち」(協働の分野)を示し、その中で「文化財の保護と継承」「文化財の啓発と活用」 の施策を掲げています。

現在、自然災害や少子高齢化、社会生活の変化などにより、文化財を取り巻く環境は大きく変化しております。そうしたなかで東松山市の先人たちが守り継いできた文化財を確実に保護し、後世に守り伝えていくためには、文化財継承の担い手を確保し、地域で文化財を守っていく保護体制の確立が必要です。

そこで当市では、目指すべき文化財保護の将来像を掲げ、その実現のために乗り越えるべき課題と、課題解消に向けた方針を定め、それらに基づく具体的な施策を計画的に進めていくために「東松山市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和6年(2024年)7月に文化庁長官より認定されたところです。今後は本計画に基づき、行政だけでなく、文化財所有者や地域住民、学術機関、民間団体など、様々な立場の方々と連携し、まさに地域総がかりによる文化財の保存活用のための取組を推進してまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力いただきました東松山市文化財保存活用地域計画協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見いただきました東松山市文化財保護委員や東松山市文化財専門調査員、市民の皆様、ご指導賜りました文化庁地域文化創生本部や埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年7月

東松山市教育委員会

例 言

- 1 本書は、文化財保護法第183条の3に基づき、東松山市教育委員会が作成した文化財保存活用地域計画を記したものである。
- 2 本計画は令和2年度から令和5年度までの4か年で作成した。
- 3 本計画は東松山市文化財保存活用地域計画協議会を組織して作成した。
- 4 本計画は「第五次東松山市総合計画」を上位計画として位置付け、「第2期東松山市教育振興基本計画」などその他の関係諸計画との整合を図った。
- 5 本計画の作成にあたっては、埼玉県文化財保存活用大綱を勘案した。
- 6 本計画の作成にあたっては、令和4年度及び5年度に文化庁の文化芸術振興費補助金 (地域文化財総合活用推進事業)を受けた。
- 7 本計画の執筆・編集は、文化庁の指導・助言のもと、東松山市教育委員会生涯学習部生涯学習課埋蔵文化財センターが行った。
- 8 本計画の作成にあたっては「東松山市文化財保存活用地域計画作成業務」として委託契 約を結んだ国際文化財株式会社の業務支援を受けた。

目 次

3
3
3
0
0
3
8
8
1
2
0
5
9
3
3
5
7
1
7
9
1
3
4
5